大閤記

十一

特別
リ5
12432
11

行幸之卷

列之次第

御舟船之庭

樂之次第

就禁中御所不參之後起請文

還御之儀式

特
YS
12472
11

58 2122

大閤記十一

行幸

小瀬甫庵道喜輯録

夫久堅の天ひらけ、あらかねの地かたまりしより以来、神代の年月久しうして記するに詞しなく、和漢の暦数はかりかたし。人皇の濫觴神武天皇辛酉より天正十六年戊子の今にいたり。凡百九代。星霜二千二百三十七年。朝庭之政は葉末のはかなく絶えて。行之勤は松竹葉の如不斷史中につゝく延喜天暦之比まで、く百世に冠たり。然れ共兆民今に及て其經を志を専に。関白太政大臣秀吉公。尫弱のみかど

猛古に秀吉謀世の勝を引き、かくなる東夷を手けの我を宥め。立思ひてさ芸秀を対平忠を治てよりの威の海よ用くの国家を澤
高の文義曲筆奚官信極に厚く恨く八嶋起るを非物家而任関白職非其人而汚太政官評即潮之
制なくこれ以り
汝日秀吉素性猛く思大して度量江海を
飲し筆翰鑿泉を倹約なく第て茶
茶人なりし
今上皇帝十六歳より天下は即位有。百官傾市

子美人世不合千堂廷。寵よいみりけ安な
ものの人皆ものあるをけ学。左今冨栄めく人を
ひとりり気自ひとりやしこ心自西きこのりり。
さ三八秀吉ひれやうりく大臣おかふも天気深よ
り能時ったるあ廷。此帝位を秀吉いかるる
く思ひ仕しりて軍行を得しみさんやと
て天正三年の春内裏陣御ものこを思
しとおりし。偏就ものひなしなし。必可もを新行
幸とのり。其ハ志根源三年帝国りは。閑淵
了張示と号し。里第を掾四方三千歩の天乃つい

かき山のかゝ橋ゝ[illegible]あい決して松洞の廊瑠閣
星流りけり。乙の縫殿玉席洞の鶴き。金剛雲よ
吟ぜ。此遊畢をしつゝ。天正十四年九月十八日。授決
板碑系人は檜徒有ゝ[illegible]。第三洞度金銀つゝ
なく。紙数百被注よ到て若よ仕り。注り。事音
夜人三千人よ二神系[illegible]ものは迎として
云乳氏法侯大主注を相迎よ海を蓋岳[illegible]ー
は。つゝ乙ゝよゆしうゝ。豊ゝ[illegible]
下旬よ到ては社頭を[illegible]ゝ格門ゝ市を[illegible]す
郡。[illegible]。[illegible]。檜原遊者なりぱ[illegible]の石よ[illegible]

よ紙あり。庭よ[illegible]華[illegible]有。左右乙系[illegible]有。隆宮法
廣ゝ到ゝまゝく百五忍洞[illegible]。冊青[illegible]を書て[illegible]
ゝ。[illegible]。人皆同ゝ[illegible]
あゝけわ。柿色こゝ[illegible]の門[illegible]あゝ[illegible]て。
[illegible]。今秀吉松印之拾[illegible]山[illegible]
十八年[illegible]所[illegible]永享[illegible]年ゝ行幸の[illegible]
之行乳。[illegible]中車[illegible]の[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
板家華族ゝ[illegible]。區ゝよ[illegible]。
雑[illegible]

祝寶の識者は學殖豊富大学問家なり。完不肖
の分かつてなくたる功を思ひ出すの実かくの如
きなるかな。夢夫の費消を惜ひ拾ひ出す。其用さ
多くのすくなくて行るもの多くこれ世俗なり
て金銀をもつぶ黄昏晩風をとつ通ること
なるきを似ぶ。ぶ一臘月ら吉日良辰を選擇
特ち伯をく撰ひ拾ふ。二月十五日をもつて
くあるを今年の閏ハ立春を年なるを行
アをし。確実狂喜ーうの如き つかれ生ハ
家に到て変下いやく吉日ハ家家に揚。惟天

乃おくやうちくむ晴ら立春なくんばとして三
月十日ハ吉日伴ふ日張なるーのへ拾ふ。
或曰二月十四日を吉日ハ吉ふ祝儀を任也其
家ふ信ての日取ふ成事寒ハうちくへ
中ての色さまハ謂ふ。確ず吉凶魔の障
碍ふて行ふ色ーぱふくーもつて方ふ
なとぞふふ云あふふ。家書ふのをもつて
喜寿迄ふ元ふ。元全ム服子ふ法なり。
かくて言ふ黒家ふ。しうんぷ月ふ明ふ方人
しとふ。法ふ言ふ日ふ立ふ見成ぬ立て。変下ふと

よねうあ。禁中を警ぜ。ぞんくれをり。藏うを集
矢をもつて。いまうゆうをうこうまをうこうまをうこうを。
弾弓をうをひかうを。蕃てうを出ぶの所
の所。親王を。親王(ウカヒ)をうに依く博府。蕃うをを
射一。遍部(カンタキメ)へ下。ありけとの。毎乃ものをな
こ。雑こと。被作完年。年月。織をを。奥こうを
う。蕃一。たしこ。白南殿を。ありの。中蕃れ
は。妻こ。山崎をとを。中蕃を。うを。稽の所。振まして
遊ぶをこ。ふいを。蕃下。白紙を。取ゆ。陰。阿部。友。内
をゆを。ゆ。国。月。慶。祝の。蕃を。例のこと。ゆ。下

筋(スジ)をしたがつて。勅蕃のゆを出ゆ。中剣部
お。慶賀。所。白草鞋。京。舞。元房。所。白風。筆。を。中
階のまに。ゆ。ゆうて。ゆ。ゆの。大。お。中。鎧。以下。例の
ゆく。部。こう。ゆ。蕃。れ。白。門。を。ゆ。白。親。町。を。ゆ。張。ゆ
亨。まて。十。五。町。こう。ゆ。辻。国。こう。ゆ。蕃。人。ゆ。こう。

○行列。こう。ゆ。ゆ

出。こ。ゆ。列。こ。ゆ。の。行。を。国。ゆ。こう。て。国。毎。の。陰。ゆ。と
世。ゆ。白。蕃。を。初。め。大。典。行。白。房。ゆ。毎。こ。て。ゆ。女。中。白
ゆ。こう。ゆ。五。十。蕃。て。ゆ。ゆ。不。麗。を。ゆ。こう。こう。白。藤
人。ゆ。行。こ。人。こう。ゆ。こ。ゆ。ゆ。ゆ。まて。ゆ。ゆ。こう。こ。こ。こ。

了為中納言。其行列如門司之用てめり。興小
仕り侍事ども云々。
六衣冠方　伏見殿　九条殿　一条殿　二条殿
菊亭右大臣晴季公　烏丸
新宰相前大納言公雅公　運大納言公通公
勅使弓大納言晴豊卿　大炊御門前大納言経孝公
中山大納言親綱卿　伯三位雅朝王　何れ
随分　之引出　左右
布衣　雑色　笠打　等成具也
左　花山中納言大兼　布衣侍一人　雑色四人　笠打
小槻高亮　侍五人

前駈

正親町侍従　秀直　松殿侍従　宗澄　冷泉侍従　為親　正親町少将　季康
柳原三位侍従　資淳　甘露寺侍従　経定　勅使弓侍従　史豊　土御門宰相助　久脩
民部卿侍従　秀次　綾小路侍従　秀隆　朝倉侍従　実勝　西園寺右兵衛佐　時慶
右
唐橋秀才　花山中納言大兼　阿野侍従　北小路侍従
清水谷侍従　清原秀賢　実政　高将

吉田行房
兼治　大炊侍従

烏丸行房
宣房　一月野井
資賜

座摂行房
経宣　臺盤人安
秋宣

鹿田行房
重宣

左近左少将
元仲卿　本家大内記
為俊卿

本家の内
実條卿

左　次近衛　次将

園の内
基継卿

本家中の
有親卿

右　本家の内
澄基

出雲卿の内
氏綱卿

冨中の
季満卿

北条弁中の
雅継卿

廣橋中納言
兼勝卿

坂中納言
経雅卿

花山院宰相
家雅卿

吉田
左衛門督
兼見卿

三条中の
季卿

三位中の
季卿

三条宰相
公仲卿

侍前宰相
秀卿

太衛門督
永秀卿

関白秀吉公　輿

前駆之一ノ上

坪田右衛門尉
福原右馬助
大谷刑右兵衛尉
賀藤左馬助
古田兵部少輔
糟屋内膳正
早川主馬首
池田伯耆守
協田図書助

石田治部少輔
大谷刑部少輔
山崎右京亮
片桐且元
脇坂中務少輔
仙石権兵衛尉
片桐市正
生駒雅楽頭
脇部土佐守

中川瀬兵
伊藤丹後守
高田平後守
小西摂津守
真野長人助
蒔田相模守
安藤板守
一柳越後守
平野大炊助
溝口伯耆守

高山右近
谷衛守
田中兵部
石川伯後守
石田隠岐守
小西摂津
石川伯耆守
赤尾清綱
長谷川若狭守
寺沢越中守

矢野下野守
服部采女正
森右馬允
石河右衛門尉
中川右京亮大夫
安部服部
本下伯耆守
市橋下総守
九鬼大隅守
生駒主殿頭

村上周防守
寺山伯耆守
服部左近
小浜壱岐守
堀尾隠岐守
南条伯耆守
河尻肥前守
蜂屋大和守
牧村兵部大輔
古田織部正

浦田掃部助
矢部善七郎宗
戸子斎甫
多賀谷大膳大夫
芝山監物
福原長庵
富田左近将監
前野但馬守
雑色左右三十人

別所長治
部左衛門尉
奥山伯耆守
蜂屋大膳大夫
杉浦左京亮
杉原左京亮
庫田集人正
本村常陸介

[illegible]

森民部大輔　　蒔田主水正

野村[illegible]守　　中務大輔[illegible]

本下右京亮　　遠州[illegible]守

布衣　　[illegible]

左　一柳右近大夫　　小笠原信濃守

中　右同断

右之内中[illegible]烏帽子　假衣如

寄騎[illegible]牛[illegible]人牛[illegible]人数

[illegible]

小袖[illegible]

[illegible]

舍人車[illegible]烏帽子着[illegible]五百人　三

行[illegible]列

此次

賀力[illegible]利家朝臣　雜色　布衣[illegible]

[illegible]より下[illegible]

穴[illegible]

冊[illegible]力秀勝[illegible]

十二

三川守秀康卿
金吾伯
松平伯義康卿
宮内伯秀政卿
冊後伯忠興卿
河内伯秀利卿
越中伯利長卿
松平伯忠吉卿
尾州伯義直卿
伊賀伯忠政卿

三河伯秀忠卿
清虎伯
東宮伯秀康卿
松平伯氏郷卿
三吉伯信秀卿
陸奥伯忠輝卿
熱田伯新太郎卿
淡路伯昭政卿
井後伯義俊卿
金山伯忠政卿

井伊伯直政卿
立野伯勝俊卿

京極伯高次卿
土佐伯元親卿

にてきくのはい喜多成不知馬上の時衆来、五色の地ふ、ゆ事の毒多を庵織うきたりて立筋綾羅をとりて、罵(レヨツコミ)の錦(ニシキ)津(ツ)目もあやなり。吉野山社者法師、宇治田川乃社法師、色々ひ目ものいろ〳〵なり。立賛(サン)をきいもあと、ようとし。七つ乃道の者ども、ゆ城老、ゆ醸(クヒス)を、ゆ、ゆ、襪(モスソ)をうちかく、ちりけ、ひは。寝ゆ

古よりの人皆待りし御遊哉。猶みもまれ成也。
十三日のそれよりも町屋を數ふ風輦にのせ
ろうし侍るとぞ、久しくきこゆる天正も
盛猶海しまゝにや。天晴よる白鷺も一きくあき
風取りやうく給人ほのみえ管絃の聲ゆるに
津珠絲さ中しいふ方ともなし始の頃よこさまれ
の制法なるに、かゝりて若なる物ぞさりしうけ
ましぬとする都りなて皇まさ叡の皇を
とはつ帥ら覚えたく。なるしなの顔色見まで
来り輦見て風輦ゆるを出はせられけ

まいる人ほ人へ人をいそ待日比そそ見えらる侍りけ
ほうらうあうて行幸は御輦の新院にハ。儲君にも
所趣门のかまでなみの三条の御式あり。関白
殿ハ殿の新かまち仕奉り候りしかそ。翠輦に
車よ候め参せおうり時殿下御くまりて前車をなさ
せおひけれ。翠(スイ)輦(レン)御輦ふとにて御てす
大臣殿を右大将御車にて御籠ありけしまれ、下に
たうせあふ御所まで出給殿弟の完房御房の帰りを御給(キヨ)の御方
しまふ路せまる。上達部(カンクヰ)まで人は伏なつ本に体
おひ給けれ。殿下ものの御門を立ちてせおひ

しつらひもなくまゐりけりてぞ侍るよし
せられ附姉らしへきよみなるはじまりかよ
まで此氣色を叙まりしいふべきひびて此方
しかあれば参内時刻をあらためけりまし
宮方て参下向ありけりて各着座之儀式
あり。

○御配膳之式

御前

六宮御方、

西園寺 三条
宰相中将公仲卿

鷲尾
右少弁定基

関白宮竹園摂津正紀大臣家之御方、

○月卿御前

西洞院
右兵衛佐時意朝臣

三条
大内記為良朝臣

冨小路
右少将中御門為朝臣

飛鳥井
右兵衛督中将継朝臣

六条
右少将中将有親朝臣

橋本
右少将中将実勝朝臣

五辻
左馬頭之仲朝臣

北小路
右衛門権佐民蔵朝臣

土御門
右少弁久脩

四条
左兵衛尉藤原朝臣
右情門佐秀直

弥勒の作なるよし申伝へ侍る。三歌は天盃天
砂立歌千乃て盃を合。七歌は小刀剣に手上有こ
とくにさしられ候。和歌あり和金銀の作り毎折う
つ乃地に八蓮葉乃流ふ鶴亀の歌。折流みなく
さしにさしへ盃をいたしさしへ被申候。もとる
ア門酒宴をうく乗(オモテ)のけ儀にはきを被へ上
座の刀り水に魚のたはむれ。ゆくえんのうを

ゆふあひくをの内まくらわ。末うの桂葉りあ
ひりを葉乃中。ゆを稚けし。ちを紙ゆを
きをうをうをこをの葉ゆひて。はねうを紙
吟所も有。沖のけけの桂葉の山吹咲みれを
あをふゆうをふ。書柳ゆたをやこ。ゆをうを
ゆをうを。水ゆあを白をし。書ゆ乃ゆをを
四乃中ゆをれて。ゆをうをひゆをうを。ゆをを
書和の白の桂をう。ゆれゆくゆをふ。ゆう出。
こをゆひをうを白(ミ)をゆ。上をも世民和といか
ゆをゆ北河をゆふ。ゆ(ミ)ゆをうをゆ。ゆを武

第三番郭公三番左平楽
乃すなわち過ぎし出でぬれば（ミナレキ）
左何し。郭公の音絃を伴ひ奏でおはして。

○一番立蓮楽二番郭曲（ヲイキョク）三番左平楽
一さらの琴　内所作　其外琴を弾
一条家
遥大納言
庭田中納言
遥中将

一胡蝶　龍王丹中将
五人
伶見家
菊亭右府
同三位中将
三人
大炊御門大納言
伯三位
土御門宰相
一笙
三人

の辻大納言
持明院中納言　其外数輩
参ぜられき。

三人

徳是北辰椿葉陰二改
高尚南面松花色十廻

ひきかへしく此句を朗詠し給ひぬ。さての
詞(シ)への中に。主上御所のはしまで侍らせ給ふ
侍るより毎に颯(サツ)々たる松の響にかよひ吟じ秋の力
蝉の流れ飄して雲わきまるまて月の空一つもなき晴

をゑがきしと疑はる。曲終宴あつて感情いとふかゝりけり。
龍顔も日ごろはれぬるまでに無き御悦にて寛典
すさむ遊興有しは御宴のうへにて目出
たかりし。小瑟(サヨ)も断く定りまく。殿下もまゐり
ならうちてさむてんに入給ふ。母屋(モヤ)の東つの杉まし
ゐまゐらせけると会はありし摂籙は公卿とし其をりたる給
いつあさまほうとしきしまれりまうけ
の御所よ二日の夜をさひ給ひけりしまゐしてうち還
れたしもまんへと色てのみ宮めぐりし給ふ御
宰色まうしく見えたりしに帰て給ひて姫

させし陪し五日の御簾座にて宣旨ありけり
又於今度之行幸記式後代小君心を讀まの
為て朝庭御孫御入さ世給ふやうにと願し於れ
〻の儀之禁中正税之為洛中之地子悉皆永代
又寄ニ於遠離勢として御朱印給はる
そて被仰出候一紙之事
一京中銀地子五千五百三十両余為ニ
禁中御料所ニ之事
一米地子八百石之内
三百石　院御料所
五百石　六宮御知行
一於江州高嶋郡八千石諸門跡諸公家へ配分之。

右如件。
若於子孫之輩違背之者有之者為ニ
叡慮御計ニ被仰付上ニ而可被仰付者也。
天正十六年卯月十五日　秀吉
菊亭殿
勧修寺殿
中山殿
殿下ほとなく禁裏仙洞之変色をしろしめし東
なかりし於同じ故にこそ世挙て今上より
主人ニ至迄殿下之厚恩着にと揃も云形もなく

殺上之矣を殖され今世過新行堂物ゝ多ゆし。
微醫髓の冬(カン)國(エツ)に孝の思然一月五子を抱く可世世
護於上之矣多分之冥加ちうへ雖然蔵(メハル)私欲
寸道之心もやも出来しめ拵物作付不事。
尾張内大臣信雄卿後河大納言家康公を始諸
不二の孝子孔之者稀多なれ百くゝ
者とちう者世世て流行(ハヤル)戦より作けこは
夫世人乃遠戦いを来引なて代永戦宝を譲
又制禁之のちを世世を以ぶれ国を守世
わゝゝ病れ迫りゝ者之甚多して。ゝ別心

ふいゝゝへうゝゝ者いゝゝ
心遺言をすゝこゝ形り過ゝゝ世人乃を
世ゝゝ毒不毒を動ゝ人ゝに得西乃来ゝ心
て皆乃をゝゝゝゝゝゝ欲よゝ行れ形な
国ゝゝ乃来ゝゝ乃ゝ者無を語すゝゝも
ゝゝゝ雑ゝゝ一つゝ拍ゝゝゝゝ行落定
國ゝゝ拵ゝ乃ゝ拵ゝ者ゝを報云。

○敬口述話文前書ゝ事。
一就今度張永寺乃ゝ家若乃屋敷供ゝ
事深ゝ謝者ゝ存ゝ。

一禁裏ハ勿論武家ハ以下再三家元ハ勿論家来
忘ル可ク仏法ハ若敬私欲ヲ遂ル者ハ
為各違て可ク法ハ諸ハ無ク義ハ不ト及ス
乎子々孫々無ク義様ハ可ト慎ム事。
一関白家ハ摂ハ勿論ハ武家ハ勿論ハ不ト及ス
之ヲ。
右条々ハ雖為一古文ト於今遵守ス。
梵天帝釋四天王摂日本六十餘州大小神祇諸王
城鎮守神八幡大菩薩春日大明神天満大自在天神
別氏神部類眷属神罰冥罰各可罷蒙者也仍起請

文如件

天正十六年四月吉日

右近衛殿ハ勿論豊臣朝臣
条々儀ヲ懐中ハ者ハ秀吉
授中納言ハ者ハ秀次
大納言源家康
内大臣平信雄

金吾殿

同封別紙相對有之候

土佐守藤原元親
肥前守藤原隆俊
京極守藤原高次
井伊守藤原直政
金山守藤原忠政
伊達守藤原宗次
豊後守藤原義統
筑根守藤原貞通
彼岸守藤原照政

源中納言藤原忠益
松平中納言藤原長重
越中守藤原利長
敦賀守藤原秋隆
河内守藤原秀家
三吉守藤原平信秀
松浦鎮守藤原豊臣郷
小西守藤原秀政
東郷守藤原秀一
三河守藤原秀廉

金吾殿

丹波の国の雲石秀膳、
宗清行経平信忠

今日の御参宮に御供申し人々よりて行れ
給ひ候らんとて、雲石平信忠
の人々に御膳もゆるやかに相ゆるされて
早自然ぞうらくに成ぬ。
何の事有まじ。御供申し給へ
よ。御ゆるしなし。敬て申べ。

○樽物

一所多代　即之筆蹟千字文の形板に付
一所給　三幅一対
一流者　百行方立定家卿真蹟和歌
　　古人しるしをかれたる
右進上て抽取孫をもはかりて板家にて方法
門跡清華宮御物也。
　　伏見殿　九条殿
　　一条殿　二条殿

近衛殿　菊亭殿 右府
近衛前内大臣　尾州内府
右之御前へ 但馬守(カクス)かくのとし
一 袷 二領　一 虎皮 一枚
一 盆 一堆紅　一 小袖 三重
一 太刀 一腰
即時公家之御於殊に御祝儀各自(カクス)にとりもて流。
又御清府御前へも小袖三重太刀一腰宛
御家御膳にも是亦倍美言一酒とられて
刺。
天気いちじるしく堂(タウ)上堂下ともさの

かくてめでたく好色(スキ)ありて御酒宴あり上古(ヒコ)人小
歌下言して弾して生涯たのしくめでたく津歳
をも常にかなしみて錦も御所告給へり
思切りの折こと入るかふかくて十六のなか
雲の上にありし空をみかなしくもいかの中
のちの御ことを有て小高きせば八重の
なりぬ天下泰平に於て人々皆
にありけれども小松をめでて翠飲内者を
績々に先もつてくに申ふの浮
御所とも近衛殿ときぐ披(ヒ)露(カウ)の此事ありしなり。

懷奴と下臈ともなれば

一段大和大納言
二段摂津大納言
三段鷹司殿
四段久我殿
五段烏丸大納言
六段目白大納言
七段中山大納言
八段大炊門大納言
九段西園寺大納言
十段閑院大納言
十一段花山院大納言
十二段堀川大臣
十三段冷泉大臣
十四段四条大臣
十五段堀川大臣
十六段西園寺大臣
十七段桃園宰相
十八段妙法院殿
十九段三条新関白殿
二十一段冷泉院
二十二段醍醐流淮后
二十三段伊勢殿
二十四段六条新入道淮后
二十五段閑院殿
二十六段六条方
二十七段六条方
主上の御懷ずいは吳竹の下の
懷紙に歌を書めされば
小舞り歌謡
[illegible]

親王准后傳略之由被仰宣旨中宮職今
毎日之古例奉更改仰之旨
近江中納言　　菊亭二位中納
花山院兵部卿　　侍従前宰相
摩耶小路一位　　畠尾別当
後河大納言　　太和大納言
近江中納言　　侍従の宰相
此五人いまだ唐装束上衣
勅許なきゆえ被仰之旨
うけたまわりたる事。

其外前大納言　　遅参の大納言
勧修寺大納言　　中山大納言
烏丸大納言　　日野大納言
外様の人々小座の人々は九献之序用之
無作りの食物小屋にて八献之序用之
銚子は陶小皿にて
一黄金　　一金銅　　一二千疋
一麝香臍　　一千箇　　一序長　　百
一金建武四貫文銀乃至小粗　　二千
一絹　　百疋　　一序馬　　十疋

中山大納言

題

讀師
法師
聲聞
御制

法師
法師
聲聞

[illegible]
[illegible]前大納言
菊亭大臣
[illegible]前大納言 [illegible]
中山新中將 前

閑居
[illegible]前大納言
花鳥[illegible]前大納言

海道之人數
西園寺前大納言
大炊御門大納言
日野新大納言
持明院中納言
伯三位
園中納言基隆卿
西園寺大納言
鳥丸大納言
久我大納言
唐橋中納言
[illegible]中納
[illegible]

○詠寄松祝和歌

ひさしかりけるまつのあるかぎりはあらしのかぜ

思ひ契りやけく見
や侍く

其日俳行幸聚楽第。同詠寄松祝和哥
関白豊臣秀吉

萬代の君かみ
ゆきになれなれん緑
こたかき軒のた
まつ

詠寄松祝 和歌
六宮古佐丸

契りあまた君か緑の深みとりはへにかけよ庭の松か枝

其日行幸聚楽亭。詠寄松祝 和哥
中務卿邦房親王 伏見殿

おさまれる時といはひし松風も猶よりそへる千代の聲々

詠寄松祝 和歌
准三宮兼孝 九条殿

浪風もしつかなりて松かえの千代のためしの根ののこるらく

准三宮内基 一条殿

まつか枝の緑もことにことはりや千年の色を見せはへるらん

従一位藤原昭実 二条殿

月を隔て来るさ夜の松風のよりはさらに無し

左大臣藤原行成　従二位

夢ぬるは思ふ人をぞ慕ひて物をもいはぬ夜の面影

右大臣藤原時平　従二位

桜花散りのこすまで見つるかな春の限りの風ぞ吹きける

権中納言藤原公任　従三位

春の歌千代ぞやちよの数そへて汀の松の数ぞ知らるる

内大臣平信雅　従三位

嵯峨の山雪ふりぬれば庭前の松の梢ぞ白くなりける

正二位藤原雅春

君を思ふ我と共に成ぬれば身をも松のとぞ思ふ

正二位藤原定通　従三位

八潮路を君の御世にあひぬれば千代の数ぞ知るべ

右兵衛督藤原実兼　従三位

限りなき君の八千代やそよぐらん吉野の松の梢なるらん

権大納言藤原時豊　従三位

代々成和歌の浦の波の数ぞ知るべ

正二位藤原経輔　大納言

ふるの社の風ぞ吹くなる千方代の御

権大納言藤原和泉　中納言

みとりハ色の松乃よろつ代をかけてちきるも君の雲ゐ之
権大納言藤原光宣　烏丸
勅なる代々のためしをたてゝ君か松の雲のうへハひさし
権大納言藤原輝資　日野
天地と動きなき世に松か枝の小松か枝わか千代をかけ
権大納言源敦通　久我
万世乃めくみに深き色そ代のときはの名をも契るらん
左近中将藤原行房　飛鳥井
けふよりや君か御代の松乃ちよまてをもちきりそめつる末
権大納言源家康

揺ぬ松の葉かえぬ世々の千年をかけて契りそふる
中納言藤原基孝　持明院
中々に幾千代かけて雲井まて千とせをいはふ庭の松か枝
権中納言源重通　庭田
君か代ハ千年の松にちきりてや松ハいく世の緑ならん
権中納言藤原兼秀　勧修寺
末遠く君かみるへき樹なれ今千年の庭の松か枝之
権中納言藤原兼勝　広橋
庭の上の二葉乃松をうゑてこそ千年の後ハ千とせかそへん
式部大輔菅原盛長　坊城

ちか咲そへん千代乃根さしと[illegible]植し松にて[illegible]

権中納言秀次 近江

[illegible]代々に[illegible]重[illegible]民の常盤も[illegible]

三位中将藤原秀家 宰相

けふよりの君か千年は[illegible]松もみとりの新枝さしそへん

参議藤原家雅 花山院

限りなき君か齢は[illegible]の松も常盤[illegible]

参議左近衛中将藤原[illegible] [illegible]

[illegible]松の[illegible]鶴のよはひを[illegible]

左衛門督卜部兼見 吉田

よろつ世の神の守る庭の松[illegible]

神祇伯雅朝王 白川

[illegible]松の千代[illegible]

左兵衛督藤原永孝 高倉

君も[illegible]常盤の松[illegible]

三条左近衛中将[illegible]

松影の茂りあひたる庭の面に[illegible]万代[illegible]

蔵人左少弁藤原充房 万里小路

[illegible]松枝の[illegible]

左近衛権中将藤原慶親 中山

千年経ん君の齢を松陰に
たちそめてこそ
太平の世は慶
君の為うゑし御の姫小松
たをゆ
君の為に齢を重ねる藤の色
大内花菱京極殿
天下めでて兼ねる
たをゆ
陰さす御の松小高ひて
たをゆ
たをゆ

末をきこそわが松小けまくも
たをゆ
多くん松ゆ
たをゆ
たをゆ
代の
代の
たをゆ
たをゆ
たをゆ

東北院の中ふとの花さかりなるに

花人たち藤原宣業

植ゑし時はかりはかりなるものをいつのまにかはかくはなるらん

右馬助為信久俗　赤門

けふとてもかくやはなるとくて松の色の花のあるを思ひ出でん

左少将藤原資隆　月卿

うゑ植ゑてこそ見しかはかりなるよ我が家代々にけるかな

大炊御門藤原定雅　新勅撰

けふ見るのみ山を隔てる松の色の四方小さきみる新やはかりし

侍従藤原定房　鳥丸

法成寺の御堂の風ふきたるに松の音

摂政太政藤原頼通　日野

常盤なる松ふきしをれてをるるかな千代のもとのちりかな

おもあの御の堂乃久君久の年乃ひさしかるまし

文内裏左衛門藤原資房　柳原

あかくてぬまるる色を契の色小さいとの色風

左衛門藤原経定　唐橋

君代と限りありとは法たりとまよひ松風ふくもうるはしし

左近衛少将藤原家康　新町

なう絶ぬ事をなげきにわらはるゝ事
たゞ宗雅　わかの浦の松　下冷泉
君がため植なくとの松の枝ハ千歳の代まてもね
たゞ宗雅　根さしそ　ちとせ
色も色ぬ松をなぶる千歳の代もはつかの人のきゝ
伏見院　雅経卿　亀法　吉田
動さ、なき岩ほのもとの松のなをそ人
たゞ宗雅　わかの浦　宗澄　桜
千代経へき松なれてけるかな
たゞ宗雅　わかの浦　宗澄　影の松

庭の面小樹をくゝ松の姿ゆかしきかな
伏見院　藤原実氏　伏見
久堅の雲井の庭の松風も千歳をそへ
たる事歟　藤原秀直　東路
けふよりは千年をめぐる人の世の
君ぞ之　歌人武門大系清原秀賢日記
万代ハ君ゆゑ　千歳　君ぞ
いのみ　歌人中務大輔小野孝亮　くんむ
千歳の君ぞ　千歳　君ぞ
正二位上若宮宗直　庚寅

君か齢いくちよかへん百枝ある松の葉ことに代のひさしさ

天正十六年四月十六日和歌御会

題　飛鳥井前大納言

読師　右大臣

講師　慶親朝臣

発声　飛鳥井中納言

御製

読師　殿下

講師　勧修寺大納言

発声　飛鳥井前大納言

夏日侍行幸聚楽第同詠

左近衛権少将豊臣利家　加賀

植そふる砌の松も小高くて千代のかけ見えて今日しらるく

侍従平信兼　宰（?）

なかしあれや（?）もとつへおなしの松のよはひ代々にかはらし

左近衛権少将豊臣秀勝　丹波

百敷や大宮ところ宮居の松の枝のかはらぬ代々も契る人

[illegible]

[illegible]

代々武勇たうあり相模国[illegible]の山松

[illegible]

[illegible]

あふ代の人乃忍ひ給てやあ[illegible]

[illegible]

[illegible]

御うぶの部 九首

仙洞御歌合重 松社

雪をてらかしぬ庭の松の葉の緑の雪

仙洞御歌合長 海五

雪の代の深きめぐみを雪の葉の緑ぬ雪をうへてそみる

仙洞御歌合 時平

降てきゆるしらゆきの雪の代のそーりへきこしもをとて

仙洞御歌合 兼良

降てきゆる松をたらす神まつりをよみ年へぬるかの雪をそう

仙洞御歌合 重経

九首の松の根さしーかゆけきへをきの国をとうるきこゆ

仙洞御歌合 金沢

御うぶの部 十首

雪の代のぬるやの代の根さーをそうん

仙洞御歌合 宗世 伊井

雪の代の部の父をうさ雪をもをめんー

仙洞御歌合 勝俊 神社

雪代の神の松の父れとをいかきをこ雪をさうん

仙洞御歌合 土佐

雪の部の父ふの松ゆをうきをうかゆゆゆうゆ

天正十六年卯月十六日　和歌席令和哥

源寄松祝　　冊門道徐　　青山准后

年ふる松のかゝるをもてはやしけるかの松のこと　　弓朔　　青蓮院准后

あまくしもをもる鶴はなかゝるかよみやこの書ること　　准三宮正院　　建穀院殿

松一ふる色ハこゝ松ハ千ふるのおもの雲

はれゝ世ハひとあふ書ハの鶴ゝそとゝるまゝ

はゝまれる世ゝ久世の空ハ風さへ松の枝ゝ

天正十六年卯月十六日　　常潮　　勝住院宗

和哥ばかり

庵の内ゝ世ゝ中ハ桜花ゝ平て主上入ハ内ゝ

世ハわゝ内ゝ各ハ勝のちとわゝ内ハ宮さま

ハ月の雲ゝ物ハ月ゝ雲ゝ雲ゝ雲ゝ雲ゝ

中ゝ入ハ咸延ゝ世ゝ雲ゝ雲ゝ雲ゝ

十七日作人ゝ歌

一番　茶茶樂　　二番　近衛殿

又書　清旦　　六書　孫籍利
七書　採菜光　　八書　古今[illegible]
九書　定城示　　十書　桜江

樂毛利　定天納云

垂髪おかふ行われて凡乃波付行音の幕を張。示乃乃お
ゝ尖嬬のてゝ[illegible]ゝ　大天新ゝ　征敵　筆　筆調子
を取て凡音を以振袖を始まり。そゝ[illegible]ゝ　嚴示
桜凡お表い赤地飯卅庚帷　綿赤地金襴打掛紗冠乙
節糸鞆以下甚以表醜や採菜光八天王寺ゝ伶人森付

新れわ天子ゝわ[illegible]ゝ衣裳下賜れ。面并妙の桜あゝ
乃焼さゝと云節ハ勅物ゝ[illegible]れハ。舞楽て上ゝ[illegible]ゝ長ゝ
ゝて[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

一古衣　十重
一香炉　一ケ
一麝香　十
一黄金　五十兩　砂金袋ニ入て
一金香合　惟紅
一三具足　十帖

しるし赤絵くれ紙にて孫枝をつゝみ
ちらし　郭公たゝつゝ一ツ加つゝ一株てんゝ付り
ぬゝくてたゝみまつてはゆつゝたれるひ
すりまゝ　ふり。淀は新ゝは祖母遠ゝ仕
拾ふ
第代は八百ゝ程ゝ行ゝ時

殿下天下ゝ御わ小おては迎
宮家の演の主殿為てゝも源わあ下なゝ歌ゝ
主上ゝ御ゝ者ゝ者ゝ者ゝ

十八日

還幸のゝ御ゝ殿下は御ゝ
ゝ。ゝ御ゝ来ゝて御ゝ行幸ゝ歌ゝ
のゝいゝゝ御ゝの日ゝ前ゝの例ゝ也ゝ
上ゝ傳ゝ神ゝ

里ひ[illegible]に[illegible]ぞ[illegible]ぞ[illegible]ぞ

時を[illegible]の中のあり[illegible]て。法華[illegible]の[illegible]人の祖
元まで[illegible]法華[illegible]けて[illegible]。露[illegible]ふ[illegible]の雨。
法華行者[illegible]の修行あり。[illegible]行[illegible]の上人。
[illegible]のいと貴し　[illegible]
へよ下(ヘクダ)れる[illegible]の[illegible]道出。[illegible]の如。中に風雨
の[illegible]。[illegible]の天[illegible]合[illegible]
[illegible]。[illegible]祖[illegible]
[illegible]。[illegible]
禁中院[illegible]所。此[illegible]
[illegible]

[illegible]有其[illegible]曰

今度[illegible]行[illegible]義[illegible]弟[illegible]及[illegible]上[illegible]還似
平悍多[illegible]其[illegible]上無[illegible]還[illegible]
甚以[illegible]牧[illegible]徴[illegible]平[illegible]不遂伸[illegible]仍[illegible]
腰三首[illegible]義[illegible]恐仙同[illegible]合[illegible]
[illegible]

四月[illegible]

菊亭殿
勅使殿

秀吉

中山家

即位梅園　殿風ニ雲有
清盛公　あり
むかしなつかしみくみかけく世よひろく。
あつく雲をうはまつの葉。
ふきてはなぬ梅の花もあれや。
くまてはらあつ雲力　上人。
あつはるは四をとしやはり世人
行ふるこのれ神　まつ邦
院清製

うつもまてはなも四　きれふあひて。
むかひあの世　ふるもなれ。

古人ふ元和年小治世の書乳世の書ふ生ふ清
製并　殿下ふ法師　紙ふ雲風紙ふ　紙西紙
ふ神豊北平治世ふ　音義。上遊郭　殿上人　歳敷
真侍ふを　紙ふ法師　行わ　ふわ
世百ふ　橋家門紙　雲ふ小。　殿系ふ　候　行ひて。
今度ふ　り　ふ秋　業ふ　紙　ふ　宣さ
紙行ふて　ふ　紙　面わむふ

ようして。進物いろ〳〵とりあつめ。古さ。市場のこめ。ちまき。はたあつこよ。そ般のやうなる。五穀のいと絲よりわ。行者い家民ち家に龍影。国ほを家わ。災を除くるあるよりてさいわひとなり。国家安全の政。うれまるへうもと大拾必得喜。信受わ法を存。諸わ福寿とうん。